

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第2区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公開番号】特開2000-317688(P2000-317688A)

【公開日】平成12年11月21日(2000.11.21)

【出願番号】特願平11-135732

【国際特許分類】

B 3 0 B 1/14 (2006.01)

B 3 0 B 15/06 (2006.01)

【F I】

B 3 0 B 1/14

B 3 0 B 15/06 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月6日(2006.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

レバー26, 28の連結軸線を形成する枢軸36及びリンク30, 32の連結軸線を形成する枢軸38はクランク軸14の回転軸線と平行に伸びてあり、したがってレバー26, 28及びリンク30, 32はそれらの連結軸線に垂直な面内で屈伸可能である。上部及び下部レバー26及び28は、それぞれ、下端部及び上端部において枢軸により互いに連結されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

上部レバー26は、固定側支点として作用する軸線を有する枢軸40により上端部において位置調整機構34に連結されている。下部レバー28は、可動側支点として作用する軸線を有する枢軸42により下端部においてロッド22の上端部に連結されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

これに対し、枢軸40の位置を変更すると、上死点位置及び下死点位置における両レバー26, 28の角度が変化するから、枢軸36の周りにおける枢軸40の位置により、クランク軸14の回転軸線からスライド18の下端面までの距離L21, L22, L23が変化し、したがって上死点におけるスライド18の位置及びストローク長さは異なる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】

